

# 生活保護のしおり



養父市福祉事務所

# 1 生活保護とは

---

生活保護は、病気や高齢などで働けなくなった、生計の中心となる人が亡くなった場合など、さまざまな事情によって生活が立ち行かなくなってしまうとき、「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法（第 25 条）や法律（生活保護法）で定められたものであり、将来的な自立へ向けた支援も行う制度です。

## 2 生活保護を受けるための要件等

---

生活保護を受けるためには、次の要件、優先、原則がありますので、ご理解をお願いします。

### 要件

#### (1) 能力や資産の活用

生活保護は、生活するために能力や資産などを最大限活用しても生活できない場合、国が規定する最低生活費に足りない分を補うものです。

##### 【能力の活用】

働くことができる人は、働いて収入を得てください。

##### 【資産の活用】

資産は、原則として処分をして生活費に充ててください。

※資産とは・・・土地や家屋などの不動産、自動車、貴金属、有価証券、預貯金、生命保険など

### 優先

#### (1) 扶養義務者の扶養

配偶者、親子、兄弟姉妹及び親族などから仕送りなどの援助を受けられるよう努めてください。

#### (2) 他法他施策の活用

生活保護以外の制度で援助や給付が受けられる場合には、それらの制度をまず活用してください。

※生活保護以外の制度の例

公的年金、雇用保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険や障害福祉サービスなどの給付費

## 原則

### (1) 世帯単位の原則

生活保護では同じ家屋に住み、同じ生計によって生活をしている家族等を「世帯」とします。その世帯ごとにどの程度の保護が必要かを決めます。

原則として、世帯のうち一人だけ生活保護を受けることはできません。

## 3 生活保護を受けるための手続き（流れ）

---

### (1) 事前の相談・面接

生活保護の詳しい内容について尋ねたい、申請をしたい方は福祉事務所窓口で相談してください。

また、生活保護制度だけではなく、他の社会保障制度などの利用についても相談できます。

↓

### (2) 申請

福祉事務所に「生活保護申請書」を提出してください。

【申請書類の内容、必要書類※全てがそろっている必要はありません。】

保護申請書、収入申告書、資産申告書、同意書、身分証明、預金通帳、健康保険証、年金証書、家賃が確認できるもの、印鑑など

↓

### (3) 調査・審査

福祉事務所が必要な調査等を行います。調査後、審査（判断）する条件として「資産の活用」、「能力の活用」、「その他の制度の活用」、「扶養義務者の扶養」があります。

↓

### (4) 決定

調査・審査を実施したうえ、原則として申請した日から14日以内に生活保護が受けられるかを決定し、通知します。（調査に日数を要する特別な理由がある場合は最長30日）

↓

### (5) 受給開始

生活保護が受けられることが決定したら、保護費は月単位で支給します。申請した月については、申請日から月末までを日割り計算した額を支給します。

また、確認書により生活保護を受ける権利と義務等を説明しますので、ご理解

をお願いすることになります。



#### (6) 開始後のフォロー

生活保護を受給する世帯には、ケースワーカーと呼ばれる担当者がついて、年数回訪問調査をします。就労に向けた助言や、各種の生活支援を行い、自立に向けた支援を行います。

## 4 生活保護のしくみ（保護の決定と支給される保護費）

生活保護は、世帯全員の最低生活費（厚生労働大臣が定める基準額）と収入を比較して、その収入が下回る場合に決定（支給）されます。

(例)

#### ■保護が受けられる場合 ※収入が最低生活費を「下回る」とき

最低生活費（保護基準額）（例）6万円
--------------------

収入（就労、年金、給付、仕送りなど）（例）4万円	保護費（例）2万円
--------------------------	-----------

#### ■保護が受けられない場合 ※収入が最低生活費を「上回る」とき

最低生活費（保護基準額）（例）6万円
--------------------

収入（就労、年金、給付、仕送りなど）（例）8万円
--------------------------

## 5 生活保護の種類と内容

生活保護を受ける世帯には、生活を営むうえで必要となる各種費用に対応して、次の8種類の扶助が必要に応じて支給されます。

#### (1) 生活扶助

食費、被服費及び光熱水費（電気、ガス、水道）など日常の生活に必要な費用

#### (2) 住宅扶助

賃貸アパートなどの家賃、地代などの住宅の管理にかかる必要な費用

### (3) 教育扶助

学用品、学級費、給食費など義務教育にかかる必要な費用

### (4) 医療扶助

病気やけが等の通院、入院治療及び移送にかかる必要な費用

※ 医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができることを認められたものについては、原則として、後発医薬品を給付

### (5) 介護扶助

介護サービス（居宅、施設介護等）を受けるために必要な費用

### (6) 出産扶助

出産をするための必要な費用

### (7) 生業扶助

就労に必要な技能や資格を習得するための費用及び高校などの必要な就学費用

### (8) 葬祭扶助

葬祭のために必要な費用

## 【一時扶助】

上記の扶助のほか、臨時的な需要に応じるため、必要に応じて支給される一時扶助があります。主なものは以下のとおりです。それぞれの支給には一定の条件や上限額の定めがあります。

- ▽ 被服費・・・布団、被服、オムツ代などの費用
- ▽ 家具什器費・・・炊事用具、食器類などの費用
- ▽ 住宅維持費・・・家屋の修理代などの費用
- ▽ 移送費・・・通院にかかる交通費などの費用
- ▽ 治療材料費・・・眼鏡、義肢、排せつ支援用具などの費用

## 【その他の給付金】

- ▽ 就労自立給付金・・・安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められた場合に給付（最低給付額：単身世帯2万円、複数世帯3万円。上限あり。）
- ▽ 進学準備給付金・・・生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際、新生

活の立ち上げ費用として一時金を給付(自宅通学 10 万円、自宅外通学 30 万円)

### 【各種加算】

その他、必要に応じて障害者加算、母子加算、冬季加算などがあります。

## 6 生活保護を受ける人の権利

---

- ▽ 生活保護の条件を満たせば、誰でも平等に受けることができます。
- ▽ 正当な理由がなければ、決定した保護費が減らされたり、保護が受けられなくなったりすることはありません。
- ▽ 保護費には公的な税金が課せられることはありません。
- ▽ 既に受けた保護費や、保護を受ける権利は差し押さえられません。

## 7 生活保護を受ける人の義務

---

### (1) 生活を維持・向上させる義務

- ▽ 働ける人はその能力に応じて勤労に励むこと。
- ▽ 健康の保持・増進に努めること。
- ▽ 受給した保護費は支出の節約をし、計画的に使うこと。

### (2) 福祉事務所の指導・指示に従う義務

福祉事務所が行う生活保護の目的を達成するために必要な指導や指示に従わなければなりません。ただし、保護を受ける人の人権を尊重した必要最小限の指導等であり、意思に反して強制するものではありません。

### (3) その他注意すべき義務

- ▽ 生活状況、世帯に変化があった場合、すみやかに届出をしなければなりません。(例) 入院、就職、転職、家族の出生、死亡など
- ▽ 収入や資産に変化があったとき、収入申告をしなければなりません。(例) 給与収入、年金収入、仕送りなど
- ▽ 借金をしてはいけません。
- ▽ 原則として、自動車を保有することは認められていません。また、運転すること(他人名義のものを含む)も認められていません。これらの義務に違反したときは、保護の変更、停止または廃止をされることがあります。
- ★ 活用できる資産がありながら保護を受けたとき、又は収入申告に偽りがあっ

たときなど、既に支給された保護費の全額又は一部を返還しなければならず、悪質な場合は刑事告発される場合があります。

## 8 その他

---

### (1) 保護費の支給

毎月 5日（土曜日・日曜日・祝日のときは前日）に指定された口座（窓口）に支給します。

### (2) 医療の受け方

医療費については原則、自己負担（例：3割）はありません。医療を受けるときは事前に福祉事務所が発行する「傷病届」を使って受診します。

### (3) 介護の受け方

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満で特定疾病が原因で自力での生活維持が困難なとき、介護サービスを利用することができます。サービス利用にかかる利用者負担（例：65歳以上／1割）は原則、不要です。

### (4) 民生委員とケースワーカー

#### 【民生委員】

地域の民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける方とのパイプ役を担っています。秘密厳守で、困ったことや悩みごとなどの相談対応をします。

#### 【ケースワーカー】

ケースワーカー（地区担当員）は、家庭訪問などをして生活保護の決定に必要な調査をしたり、保護開始後は各世帯が自分の力で生活できるよう助言や援助等を行う福祉事務所の職員です。

### (5) その他の援助など

上下水道料金の減免、NHK受信料の免除、国民年金保険料の免除、バス優待乗車証（1乗車150円）の交付など

### (6) 不服申立て

福祉事務所の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

※ 生活保護法第77条の2及び第78条による決定に不服があるときは、養父市長に対して審査請求を行うこととなります。

**【問い合わせ先】**

養父市役所 社会福祉課（養父市福祉事務所）  
〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675 番地 TEL079-662-3348

※しおりの内容は、令和2年2月10日現在のものです。